

6 日 獣 発 第 332 号
令和 7 年 2 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

ランピースキン病に関する Q&A の改訂について

このことについて、令和 7 年 2 月 7 日付け事務連絡により農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、昨年 11 月に我が国において初めてランピースキン病（以下「本病」という。）の発生が確認されたことを受け、農林水産省がウェブサイトで公開してきた本病に関する Q&A について、関係者への情報提供を強化するため、追記・更新を行ったことについて、周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願い致します。

〈掲載先〉

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/lsd-96.pdf>

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：栞野、松岡

TEL 03-3475-1601

E-mail kuwano@nichiju.or.jp

(別紙)

事務連絡
令和7年2月7日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

ランピースキン病に関するQ&Aの改訂について

昨年11月に我が国において初めてランピースキン病（以下「本病」という。）の発生が確認されたことを受け、農林水産省は、本病に関するQ&Aを作成し、ウェブサイトにて公開してきたところです。今般、これまでの説明会での質疑等を踏まえ、関係者の更なる情報提供を図るため、このQ&Aについて追記や時点更新を行いましたのでお知らせいたします。

特に、本病ワクチンを接種した牛を導入した場合の、その牛が感染源となって病気を広げる恐れについて、ワクチンは接種したとしても感染を完全に防げるものではありませんが、ワクチン接種牛の体内ではウイルスの増殖が抑えられることから、発症を予防する効果は期待できます。接種牛は、病変の出現が抑えられることでウイルスが排出されにくくなることから、ワクチンが接種され3週間経過した牛において、臨床的な異状がない場合には、その牛が移動先に本病をまん延させるリスクは低いと考えられます（Q&A 3-11）。

また、ワクチン接種牛由来の牛肉については、国内流通上の制約はなく、米国向けの牛肉（ワクチン接種県由来）を除きこれまで通り輸出することができます。米国に対しては、引き続きワクチン接種牛の産子の対米輸出が可能な状況を維持しつつ、更なる制限緩和ができるよう、協議を進めてまいります（Q&A 3-13及び6-1）。

詳細は農林水産省のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/lsd-95.pdf>

別記

一般社団法人 Jミルク
一般社団法人 全国酪農協会
一般社団法人 中央酪農会議
全国酪農業協同組合連合会
一般社団法人 日本乳業協会
全国農協乳業協会
一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会
全国乳業協同組合連合会
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会
日本ジャージー登録協会
一般社団法人 日本短角種登録協会
一般社団法人 日本あか牛登録協会
公益社団法人 全国和牛登録協会
全国肉牛事業協同組合
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会
一般社団法人 日本草地畜産種子協会
一般社団法人 家畜改良事業団
公益社団法人 日本装削蹄協会
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金
一般社団法人 日本科学飼料協会
公益社団法人 配合飼料供給安定機構
飼料輸出入協議会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
公益社団法人 全国農業共済協会
全国開拓農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
公益社団法人 中央畜産会
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会
公益社団法人 日本獣医師会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般財団法人 畜産環境整備機構
協同組合 日本飼料工業会
公益社団法人 畜産技術協会
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会

ランピースキン病に関する Q&A

2025 年 2 月 7 日現在

1. 基本的な事項

1-1 ランピースキン病はどのような病気ですか。

ランピースキン病ウイルスによって引き起こされる牛や水牛の病気です。死亡率は1～5%と低いですが、皮膚の結節が特徴的であるほか、水腫、発熱、鼻汁、流涙、食欲不振、乳量の減少等の症状が見られます。重傷の牛は死亡することもあります。ほとんどの牛は発症しても徐々に回復します。主な感染経路は蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニなどの吸血昆虫（ベクター）による機械的な伝播ですが、感染動物との接触で感染する場合があります。

1-2 ランピースキン病ウイルスは人に感染しますか。

ランピースキン病ウイルスは牛、水牛に感染し、人には感染しません。

1-3 ランピースキン病ウイルスに感染した牛の生乳や肉は安全ですか。

ランピースキン病ウイルスに感染した牛由来の生乳や肉を食べても、人の健康に影響はありません。また、ランピースキン病にかかっている牛由来の肉や乳が市場に出回ることはありません。

(参考) [ランピースキン病について | 食品安全委員会](#)

1-4 本病の潜伏期間はどれくらいですか。

血液中にウイルスを投与した感染実験の結果では、潜伏期間は4～14日間であった、と報告されています。WOAH（国際獣疫事務局）によると実際の野外環境下での潜伏期間についての報告はないとされていますが、潜伏期間の長さは投与されるウイルス量に左右されると考えられ、実際の野外環境下においては潜伏期間がより長くなる可能性もあります。

1-5 発症した牛は、どれくらいの期間で回復しますか。

皮膚病変の回復には数か月かかり、病状の重さによっては1～2年かかるものもあるとされています。

1-6 牛の品種間で感染のしやすさに違いはありますか。

日本ではこれまでに、ホルスタイン種と黒毛和種で感染のしやすさに違いがあるという報告はありませんが、海外の事例ではホルスタイン種がコブ牛より感染しやすいという報告もあり、泌乳中の乳牛はストレスを多く受けることから、より感染しやすいと思われます。

2. 発生状況について

2-1 現在の国内での発生状況はどうですか。

2024 年 11 月 6 日に国内で初めて発生が確認されて以降、これまでに福岡県及び熊本県において発生が確認されています。最新の発生状況については、農林水産省のウェブサイトをご確認ください。

ださい。

(参考) [ランピースキン病に関する情報：農林水産省](#)

2-2 海外での発生状況はどうか。

本病はもともとアフリカで発生が確認されていた疾病ですが、2010年代に中東の一部、トルコ及び南ヨーロッパで発生が見られ、2019年以降アジアにも発生が拡大し、2023年10月には韓国で初めての発生が確認されました。最新の発生状況については、農林水産省のウェブサイトをご確認ください。

(参考) [ランピースキン病に関する情報：農林水産省](#)

2-3 国内の発生農場ではどのような症状が確認されていますか。

国内の発生農場では、皮膚の結節、発熱、跛行、蹄冠の腫れ等が確認されています。特に、皮膚の結節が確認されていなくても、感染初期には発熱、食欲不振、跛行等の症状が認められていることから、発生地域においては日頃から飼養牛を観察し、これらの症状を確認した場合には、速やかに家畜保健衛生所に相談して下さい。

3. 防疫対策について

3-1 牛の飼養農場でどのような防疫対策が必要でしょうか。

ランピースキン病を発症した牛の早期発見が重要であることから、定期的に観察し、発症した牛、疑われる症状が認められた牛は速やかに隔離するとともに、家畜保健衛生所に相談して下さい。また、サシバエ等による伝播を防ぐため、殺虫剤の散布等のベクター対策が重要です。さらに、器具を介した感染を防ぐため、飼養器具等の洗浄・消毒、血液を介した感染を防ぐため、注射針、直検手袋や人工授精用器具の一头ごとの交換または消毒も重要です。

3-2 ランピースキン病が発生した農場では、どのような制限がかけられますか。

口蹄疫のように強制的な殺処分措置はありません。感染の拡大を防ぐため、発症した牛の移動・出荷の自粛、発症牛由来の精液・生乳の移動・出荷の自粛をお願いします。

3-3 ランピースキン病のまん延防止にはどのような防疫対策が有効でしょうか。

発症牛の隔離や自主淘汰で発生源をなくすとともに、ワクチン接種が有効です。また、農場内や他の農場への感染拡大を防ぐため、吸血昆虫対策、畜舎や飼養器具の清掃・消毒、農場間を移動する車両などでの防除対策も有効です。

なお、ワクチンは感染を完全に防ぐものではないので、まん延防止のためには、ワクチンのみに頼るのではなく、吸血昆虫対策や消毒等の防除対策も合わせて実施することが重要です。

3-4 吸血昆虫の対策はどのように行えばよいですか。

吸血昆虫のなかでも、個体数や吸血頻度が多いサシバエ対策が特に重要です。卵、幼虫及びさなぎ対策として、堆肥については、適切な頻度での切り返しや水分管理によって発酵熱を高め、

殺虫を行うことが推奨されます。また、牛舎壁の隅、牛舎内の溝、ウォーターカップ下、通路のゴムマットの下やその隙間等の清掃や、幼虫等が多く生息する傾向のある牛舎内の成牛の踏まない場所（特に牛舎隅等）や子牛の牛床全体への昆虫成長制御剤（IGR 剤）の散布が有効です。

成虫対策としては、成虫が発生した場合には、殺虫剤の散布による防除が推奨されます。なお、連続的に同一系統の薬剤を使用することはサンバエによる薬剤抵抗性の獲得を助長しかねないことから、作用機序の異なる薬剤をローテーションで使用することが推奨されますので留意ください。また、牛舎に成虫を近づけない観点から、網目が6ミリメートルの薬剤含浸防虫ネット及びハエ取り紙の牛舎への設置、サンバエの休息場所となる牛舎周辺の草刈り等が有効です。

[熊本県が作成したリーフレット](#)や[九州農政局が作成したリーフレット](#)も参照ください。

3-5 消毒はどのように行えばよいですか。

本病ウイルスは、エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹼等の多くの消毒薬が有効です。踏込消毒槽を含め、畜舎の消毒を徹底しましょう。詳しくは[熊本県が作成したリーフレット](#)を参照ください。

3-6 ランピースキン病ワクチンがありますか。

現在、国内で医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認を得ているワクチンはありませんが、近年の韓国での発生を踏まえ、農林水産省「ランピースキン病対策検討会」（R5年度実施）における専門家による議論の結果、発生に備えてワクチンを輸入・備蓄することが望ましいとされ、備蓄ワクチンについては、

- ・複数の国で使用実績があること
- ・論文等により一定の安全性及び有効性が確認されていること

等から、MSD Animal Health 社のランピースキン病ワクチンが推奨されたところです。

それを受けて、R6年度4月より、同社製ワクチンを20万ドーズ輸入、備蓄し、希望する都道府県に対し分与しています（日本中央競馬会畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が実施）。また、このワクチンは都道府県の獣医師である家畜防疫員のみが接種を行えることとしています。

当該輸入ワクチンについては、内閣府食品安全委員会が食品健康影響評価において、「ランピースキン病ワクチンを接種した牛に由来する製品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」としており、都道府県知事が、発生状況等によりワクチン接種が必要と判断した場合に、緊急的に接種が行われます。

3-7 ランピースキン病ワクチンの有効性は確認されていますか。

アフリカ、欧州、アジア等の発生国でワクチン接種が実施され、清浄化や発生数の減少が確認されています。特に、韓国では、全頭へのワクチン接種以降、発生件数が大幅に減少しました。また、ワクチン接種はランピースキン病撲滅のために最も有効なツールとして国際機関（WOAH、EFSA）が推奨しています。

なお、ワクチンはランピースキン病の発症を抑えるものであり、感染を完全に防ぐものではないので、ありません。そのため、まん延防止のためには、ワクチンのみに頼るのではなく、吸血

昆虫対策や消毒等の防除対策も合わせて実施することが重要必要です。

3-8 ランピースキン病ワクチンの牛に対する安全性は確認されていますか。

海外では、国内で備蓄している製品の同等製品が15年以上にわたり約3,000万ドーズ以上が使用され、重篤な症状等を示した事例がほとんどなかったことが報告されています。一時的な乳量減少や注射部位の腫れ、皮膚の結節等の副反応見られますが、通常は治療しなくても消失します。なお、ワクチンの接種部位が腫脹しやすくなるため、尾根部や肘部等への接種は推奨されず、頸部への接種が推奨されます。

なお、ワクチンは発症を抑えるものであり、感染を完全に防ぐものではないありませんので、皮膚の結節等が継続する等、野外株の感染が疑われる場合は家畜保健衛生所にご連絡ください。

3-9 国内のランピースキン病ワクチン接種状況はどうなっていますか。

福岡県において、2024年11月21日から発生農場の周囲半径20km以内の農場を対象に、ランピースキン病ワクチンの接種を実施しています。詳しくは福岡県庁ホームページを参照ください。なお、ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や肉を食べても人の健康には影響ありません。

(参考) [家畜衛生に関するお知らせ - 福岡県庁ホームページ](#)

3-10 ランピースキン病のワクチンを接種するメリットはありますか。

ランピースキン病ワクチンは発症予防の効果が、ウイルスの排出が抑えられることで、発生地域での感染拡大の抑制が期待できます。また、ランピースキン病ワクチンは接種後3週間で免疫効果が発現することから、発生農場であってもワクチン接種後3週間を経過した牛は、臨床的に異状がなければ家畜市場、と畜場への出荷は可能です。

3-11 ランピースキン病のワクチンを接種した牛を導入した場合、その牛が感染源となって病気を広げる恐れはありますか。

ランピースキン病ウイルスに感染した牛においては、病変部（結節の上皮）にウイルスが多く集積することが知られています。ランピースキン病ワクチンは接種したとしても感染を完全に防ぐものではありませんが、ワクチン接種牛の体内ではウイルスの増殖が抑えられることから、発症を予防する効果は期待できます。接種牛は、病変の出現が抑えられることでウイルスが排出されにくくなることから、ワクチンが接種され3週間経過した牛において、臨床的な異状がない場合には、その牛が移動先に本病をまん延させるリスクは低いと考えられます。

3-12 ランピースキン病ワクチンを接種した牛は、と畜場に出荷できますか。

ワクチン接種後20日を経過後、と畜場に出荷できるようになります。

3-13 ランピースキン病ワクチンを接種することにより、流通面で制約を受けますか。

ワクチン接種後20日を経過後に、と畜場に出荷できるようになります。ワクチン接種牛由来の

牛肉については、国内流通上の制約はありません。

また、現状の対米輸出条件においては、ワクチン接種が実施された都道府県においてワクチン接種が開始された日以降に生まれた牛や飼養された牛の牛肉は米国向けに輸出できません。輸出の制限について、詳しくは「6. 輸出への影響について」をご覧ください。

3-14 ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や牛肉は安全ですか。

令和6年3月に内閣府食品安全委員会が通知した食品安全影響評価にて、「ランピースキン病ワクチンを接種した牛に由来する製品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」との評価を受けており、ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や肉を食べても人の健康には影響ありません。

4. 侵入伝播経路について

4-1 ランピースキン病はどのようにして日本に侵入したと考えられますか。

韓国を始めアジア諸国で発生が確認されていること、ヌカカ等の吸血昆虫が媒介することから、大陸から風や乗り物など何らかの方法により、ウイルスが付着した吸血昆虫が日本に運ばれた可能性が考えられています。

4-2 ランピースキン病はどのようにして国内の農場間で伝播していると考えられますか。

本病の感染拡大の主な要因は、蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等の吸血昆虫による機械的伝播と考えられています。実際、福岡県の発生農場付近で11月時点でもサシバエの活動が確認されていることから、吸血昆虫による農場間伝播の可能性が考えられます。

感染した牛の移動も主な感染拡大要因となります。熊本県での1例目の事例は、福岡県の発生農場から移動していた牛が飼養されていた農場で確認されたものであり、感染牛が移動したことが原因と考えられます。

これら以外にも、近年の流行株では、感染牛との直接的又は間接的な接触による伝播も指摘されています。また、人による伝播の可能性も否定できません。

さらに、諸外国では、ウイルスで汚染した精液による伝播も報告されています。

4-3 韓国では、2023年11月以降9か月の期間において再び発生が確認されていますが、この原因についてどのように考えられていますか。

韓国では2023年10月から11月にランピースキン病の発生がありましたが、その後9か月間に渡って発生は確認されず、2024年8月に再び発生が確認されました。これについて、韓国の農林畜産食品部の報告書によれば、韓国国内で本病が越冬したのではなく近隣国から再侵入したものと考えられています。

5. 支援策について

5-1 発症牛の自主的な淘汰を行う生産者に対して支援はありますか。

本病は家畜伝染病予防法に基づき殺処分を行う法定伝染病ではありませんが、農場内や他農場

への感染拡大を防止するためには、発症牛（真症牛及び疑症牛）や発生農場からの移動牛の早期淘汰は有効な対策です。

このため、生産者がこのような牛を自主淘汰した場合に、牛を再導入する取組に対して奨励金を交付することとしています（例：乳用繁殖雌牛（初妊牛）・肉用繁殖素牛：60万円/頭）。支援を希望される場合には、まずは都道府県に御相談ください。

5-2 本病の防疫対策要領に基づき出荷できなくなっている、発生農場の発症牛（真症牛及び疑症牛）の生乳について、廃棄処理費用への支援はありますか。

発生農場の発症牛の生乳の廃棄処理費用については消費・安全対策交付金により支援可能です。支援を希望される場合には、まずは都道府県に御相談ください。

5-3 農場での吸血昆虫対策について、支援はありますか。

本病の発生県・発生地域での吸血昆虫対策については、家畜生産農場衛生対策事業により支援可能です。支援を希望される場合には、まずは都道府県に御相談ください。

5-4 生乳等を出荷できず、また、自主淘汰により長期間収入が得られず、経営が厳しいです。何か支援はありますか。

経営の維持安定に必要な資金については、[農林漁業セーフティネット資金](#)の活用が可能です。（株）日本政策金融公庫の各支店等に御相談ください。

6. 輸出への影響について

6-1 ランピースキン病発生後も日本の畜産物を輸出することはできますか。

米国向けの牛肉（ワクチン接種県由来）を除きこれまで通り輸出することができます。米国に対しては、引き続き輸出再開に向けた協議を行ってまいります。

6-2 米国向けに輸出できない牛肉について、詳しく教えてください

2024年11月21日（福岡県でランピースキン病ワクチン接種を開始した日）以降に福岡県内で生まれた牛や福岡県内で飼養された牛の牛肉は米国に輸出することができません。

現時点ではワクチン接種が行われているのは福岡県のみですが、今後、他県でワクチン接種が行われた場合には、当該県でワクチン接種を開始した日以降に当該県内で生まれた牛や当該県内で飼養された牛の牛肉は米国向けに輸出できなくなります。

6-3 米国向けに輸出可能な県で生まれ育った牛をワクチン接種県（福岡県）内の家畜市場に上場したら、輸出できなくなるのでしょうか。

輸出可能な県で生まれ、輸出可能な県で飼養された牛であって、ワクチン接種県（福岡県）内の農場等で飼養されていないのであれば、ワクチン接種県（福岡県）内の家畜市場で取引された履歴があっても輸出できます。

6-4 米国向け輸出におけるワクチン接種牛の産子の扱いについて、詳しく教えてください。

米国は当初、ワクチン接種牛の産子の輸入の可否について検討していましたが、協議の結果、ワクチン接種牛の産子についてはワクチン接種牛とは見なさない（対米輸出が可能）こととなっています。

引き続き、ワクチン接種牛の産子の対米輸出が可能な状況を維持しつつ、更なる制限緩和ができるよう、協議を進めてまいります。